

プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物に関する再商品化業務規程

令和 4 年 1 2 月 1 3 日制定

(目的)

第 1 条 この業務規程は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」という。）が市町村の委託を受けて実施する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 6 0 号。以下「プラ法」という。）第 3 2 条に規定される分別収集物より「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 1 1 2 号。以下「容リ法」という。）第 2 条第 6 項に規定する分別基準適合物を除いたもの（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化業務に関する基本的事項を定め、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 当協会は、製品プラ等の再商品化について、プラ法の目的に則り適正かつ確実な運営を図り、円滑に実施するように努める。

(用語)

第 3 条 この業務規程で使用する用語は、プラ法において使用する用語の例による。

(再商品化業務の実施方法)

第 4 条 当協会は、市町村からの委託を受け、市町村から引き取った製品プラ等の再商品化に関して、再商品化に必要な行為を業として実施する者（以下「再商品化事業者」という。）を、公平な方法により選定し、委託することにより業務を実施する。

2. 再商品化事業者の選定は、容リ法第 2 条第 6 項の規定に基づき主務大臣の指定を受けた保管施設を単位として、一般競争入札により行う。ただし、再商品化実施方法等により、入札者が限定される場合には、この限りでない。
3. 再商品化された製品（以下「再商品化製品」という。）の販売は、原則として再商品化事業者が行う。

(製品プラ等の再商品化委託料金の額の算出方法)

第 5 条 製品プラ等の再商品化契約を締結する市町村から徴収する料金は、本条第 2 項で定めた単価に、製品プラ等の引取実績量を乗じて求められる。また、再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に支払う料金は、本条第 3 項で定めた単価に、再商品化を行った実績量を乗じて求められる。

2. 製品プラ等の再商品化契約を締結する市町村から徴収する再商品化を実施するための料金の単価は、原則として第 4 条第 2 項で規定する一般競争入札で決定される再生処理単価と製品プラ等の再商品化に伴い発生する当協会経費単価の合計とする（以下、「市町村委託単価」という。）。当該当協会経費単価は、協会経費総額のうち製品プラ等の再商品化に掛かる経費を、当該年度

における製品プラ等の再商品化委託申込見込総量で除して求められる。

3. 製品プラ等の再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に支払う料金の単価は、原則として第4条第2項で規定する一般競争入札で決定される。

(市町村との製品プラ等の再商品化委託料金の収受)

第6条 当協会は、製品プラ等の再商品化契約を締結する市町村から、前条第3項に基づき求められた料金を、原則として四半期ごとに徴収する。

(再商品化事業者との委託料金の収受等)

第7条 当協会は、製品プラ等の再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に対して第5条第3項の規定に基づき求められた料金を、原則として毎月支払う。

(当協会の責任)

第8条 当協会は、製品プラ等の再商品化契約に基づき、製品プラ等を再商品化しなければならない。

(市町村の責任)

第9条 製品プラ等の再商品化契約を締結する市町村は、同再商品化契約に基づき、製品プラ等の再商品化を実施するための料金を、指定された期日までに、指定された方法で支払わなければならない。

(再商品化事業者の責任)

第10条 製品プラ等の再商品化実施契約を締結する再商品化事業者は、当協会との再商品化実施契約に基づき、製品プラ等を、契約で定められた委託料金で、再商品化しなければならない。

附 則 (令和4年12月13日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。